

第12回接続委員会 議事概要

日時 平成23年1月18日(火) 11:00~11:35
場所 総務省第1会議室(10F)
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、佐藤委員、
関口委員、藤原委員、森川委員
事務局 原口電気通信事業部長
(総務省) 二宮料金サービス課長、
吉田料金サービス課企画官、
安東料金サービス課課長補佐、
山野料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

接続料規則等の一部改正について

- 総務省から資料説明が行われた後、報告書(案)について、調査・検討が行われた。
- その結果、報告書(案)のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

【主な発言等】

東海主査：固定電話の接続料に関しては、長期増分費用モデル研究会にてコストニングの議論を積み重ねてきた。昨年9月の情報通信審議会答申では、平成23年度以降の接続料算定に第5次モデルを用いる旨や、それに関連する枠組みについて整理されたところであるが、他の接続料との関係や様々な環境変化等についても見定めるべきとの意見が事業者から寄せられたことも踏まえ、第5次モデルの適用期間は2年間とされた。今後、次に向けた議論についても進めて行くこととなる。

酒井主査代理：今回の提出された意見は、省令改正案についてというよりも、その先の接続料算定の在り方に関するものが多い。PSTNからIP網へのトラフィックの移行がある程度見えてきており、このままではPSTN網の接続料の上昇は避けられない。そろそろ、IP網への移行を踏まえた検討を開始すべき時期にきているという印象がある。

東海主査：PSTNの接続料算定について、現行の精緻なLRICモデルに代わるものを見出すことは困難と思われる。しかし、今後IP網への移行が進む中、新しい環境を見据えて、この問題だけではなく全体像を見極めて議論を進めて行く必要がある。

佐藤委員：考え方2の記載ぶりは曖昧ではあるが、そろそろ次の検討を始めないといけな
いだろう。また、考え方4については、情報公開は重要。関係するデータを公の場にさらすことで客観性も担保される。しかし、漠然と「全てのデータを公開すべき」というのではなく、競争事業者にとってどのデータが必要であるのか明らかにすべき。

東海主査：考え方2の記載については、これまでに比べて、モデル見直しに対する前向きな「匂い」のようなものが現れているのではないかと。また、考え方4に関して、本年度は総務省が関係事業者に対する説明会を開催したようであるが、事務局から少し説明してもらいたい。

事務局：昨年度の接続料規則の一部改正の際にも同様の意見の提出があったことから、本年度は関係事業者向けの説明会を開催した。説明会では、今回の改正の内容及び入力値の選定方法等について概要を説明した。例えば、経済的耐用年数の推計方法については、設備毎に様々な方法を適用しているが、長期増分費用モデル研究会で検討・策定された方針に則っており、具体的な内容は全て公開されているところであるが、改めて説明を行った。しかしながら、事業者から提出された経営上の機密に係る個別のデータについては、従来どおり開示していない。昨年9月の情報通信審議会答申にあるとおり、今後とも事業者の経営上の機密への配慮と、透明性・公開性の確保の双方に十分に配慮し、よりよい手法について検討を続けてまいりたい。

佐藤委員：事業者側も、総務省に対して、本当に必要な情報を求める場合と漠然と情報を求める場合があるため、その点について適切な対応が必要。

森川委員：考え方1に「十分な期間を設け詳細な検討を行う必要がある」とあるが、確かに、検討には十分な期間が必要であろう。接続料については、全体の政策の中の一部でしかないとの印象がある。メタルから光へのマイグレーションやユニバーサルサービス制度等が大きく関わっている。例えば、光へのマイグレーションを政策的に進めようとするならばメタルの接続料は上昇してもよいといった考え方もあり、政策の方向性によって接続料算定の在り方は大きく変わってくる。今後の算定の在り方の検討については十分な期間を設ける必要があるが、事業者の経営計画等を考えると、ロングスパンで10～15年先をどうすべきか、腰を据えて考えなければいけない。

藤原委員：今回の諮問内容は、情報通信審議会答申の内容を省令に落とし込んだものであり、適切に改正されているものと考えられる。意見に対する考え方についても答申と齟齬はなく、今回の報告書（案）に異論はない。ただ、考え方2の「必要に応じ」をカットするともう少し積極性が出るかもしれない。

関口委員：今回の報告書（案）について異論はない。次期モデルの検討については、各委員の方向性は概ね一致していると思う。メタルのサービスを提供する事業者がまだ多く存在する以上、ドラスティックな方法ではなく、マイグレーションを円滑に進める観点から競争政策を検討すべきであり、事業者への影響にも十分に配慮する必要がある。

現状では、IP-LRICをすぐに適用することは難しいが、IP-LRICまでのつなぎとしてKDDIやソフトバンクからの提案がある。これらの提案はIP網への移行を考慮するものであり、通信量の扱いが問題となるが、一つの選択肢ではある。実績通信量だけでなく、予測通信量も勘案しないと適切な接続料を算定できなくなり、現行の長期増分費用方式でも一部に予測通信量を適用している。こうした点に鑑み、次期モ

デルの検討においては、通信量の扱いについても議論する必要があると考える。

東海主査：それでは、報告書（案）に対して特段の意見はなかったことから、接続委員会として案のとおり報告書を取りまとめることとし、電気通信事業部会に対して、当委員会の検討結果として報告することとしたい。

以上